

発行所 福生町役場
 発行兼 福生町役場課
 編集人 福 総 務
 印刷所 昭和印刷 KK

ふつ まち こう ほう
福 生 町 広 報

カレンター

坊やのつけた

納 税 日

(東京税務協会入選作)

本紙は町内全世帯に配布します。手に入らない方は役場へ申出下さい。



伸びゆく福生町

(福生駅前通り)

★ 広 報 発 刊 に よ せ て ★



福生町長 秋 山 誠 一

この度久しく休刊してゐた町だよりを、町広報として発刊することになりました。広報は町のいろいろな事業や、行事などについてお知らせし、町全体の皆さんに御理解をいただいて、それぞれの立場で御協力を願うため

であります。福生町は、基地のある町として特異の発展をして来ましたが、これからも目ざまし、発展が期待されて居ります。従つて本格的な町造りは、これからのことと思ひます。町造りほ単に道路や上下水道などの施設を整えるばかりでなく、教育や衛生の面に於ても、立派な成果をあげるよう努力がなされなければならぬので、あらゆる点に於て町全体の方々の御協力がこのような意味で、町当局は広報を通してお知らせし、その反響に注意して指針を誤ることのないよう努力することにより、町と町民との結び付が出来、はじめて広報の役割を果し得るものと信じてゐます。広報発刊に当り、私の考え方を希望を申し述べて各位の御協力をお願いする次第であります。

福生町議会議長 田 村 利 一



「知らむべからず依らしむべし」とは、封建時代に於ける政治の根幹をなす考へ方であつた。民主政治に於いては「如何にして良く知らしめるか」と云うことが重要な施策の一つである。広報の発刊はこの意味から大きな意義をもつものである。広報活動と云ふことは、相当以前からあつたのであるが、終戦後占領軍の強い指導によつて発達してきたもので、住民に直結する地方自治行政においては、その重要性が益々痛感せられ、最近全国的に非常な発達を遂げている。当町議会に於いても、広報発行の必要性が二年程前から叫ばれていて、今回その発刊をみたことは町民の皆様に共に慶賀に耐えない。今后広報紙の活動により町民の皆様に町政の内容を良く理解して頂き、町政へのよりよき協力が得られ、行くならば円滑な行政の運営と共に、町の益々発展が期待されることとせう。願はくば町民の皆様に愛される広報紙となり、円満なる成長を広報紙に望むものである。

この度久しく休刊してゐた町だよりを、町広報として発刊することになりました。広報は町のいろいろな事業や、行事などについてお知らせし、町全体の皆さんに御理解をいただいて、それぞれの立場で御協力を願うため

町営住宅建設など五件可決

第四回臨時町議会

第四回福生町臨時議会は、七月十七日午後一時福生町役場に招集され、「町営住宅の建設」など五件が上程された。

一、契約同意方について。
二、畜場の追加四七事、機械工事など総額四百七十八万二千三百円上る工事請負契約について承認が与えられた。

三、指定寄附受領について。
かねてから要望のあつた第三小学校の映写機の購入について、第三小学校PTAより二十万円の寄附申出があり、町負担分十五万円と併せ三十五万円をもつて購入が決定し、この寄附金を受領することとした。

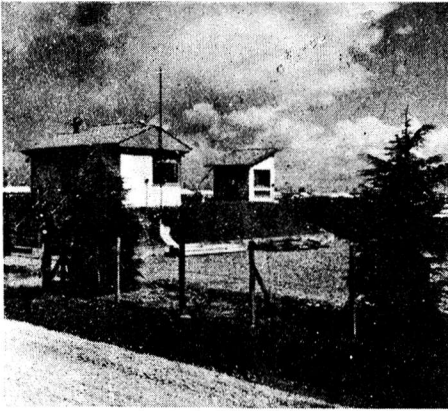
四、福生町の一般職員給与に関する条例の一部を改正する条例。
地方公務員の給与については、自治庁より国家公務員

に準じて改正するよう勧告が出されていたが、福生町の一般職員もこの条例の改正により、国家公務員と同様、平均月額六・二％のペースアップが認められることとなった。

尚、今回の改正により新に職階制が設けられ、課長一級職、主任二級職、普通職員三級職の三段階にわかれることとなった。

五、福生町長等の給与に関する条例。
一般職員の給与改訂にともない、均衡上町長、助役、収入役の給与も改正されることとなった。

またこの条例には新に退職金に関する規定も設けられ従来まちまちであつた三役の退職金について規正された。



福生町浄水場

昭和32年度福生町の予算

歳入		予算総額に対する比率
科 目	本年度予算額	
1	町地税金	47,535,320円 74.54%
2	町営住宅料	3,500,000 5.49
3	方金業金	116,000 0.18
4	交付金	63,400 0.10
5	交付金	4,195,500 6.58
6	交付金	4,103,000 6.43
7	交付金	1,276,200 2.00
8	交付金	180,000 0.28
9	交付金	0 0
10	交付金	1,100,000 1.73
11	交付金	1,701,470 2.67
12	交付金	0 0
合 計	63,771,290	100.00
歳出		予算総額に対する比率
科 目	本年度予算額	
1	一般会計	2,512,200円 3.94%
2	一般会計	18,535,400 29.07
3	一般会計	1,846,440 2.90
4	一般会計	11,123,450 17.44
5	一般会計	10,245,910 16.07
6	一般会計	1,905,260 2.99
7	一般会計	2,514,900 3.94
8	一般会計	1,874,480 2.94
9	一般会計	2,883,100 4.52
10	一般会計	77,500 0.12
11	一般会計	230,800 0.36
12	一般会計	3,976,030 6.23
13	一般会計	5,556,300 8.71
14	一般会計	489,580 0.77
合 計	63,771,290	100.00

簡易水道より本水道へ 水道事業六ヶ年の歩み

当町の水道は、簡易水道として人口稠密な本町・志茂を中心に、昭和二十七年頃から中心に、昭和二十七年頃から二ヶ年継続事業で、事業費二五〇〇千円で発足し、先づ五〇〇尺の深井戸を掘り、配水池一池と五〇〇米の配水管を布設して二十九年三月一応完成を見、七月より各戸給水を始めたが給水希望者が意外に少く、宜伝勧誘に努めたが、その反響はあまり現れなかつた。しかし時日が立つにつれ町民の文化生活に対する意欲の盛上りと、ハウス建築の増加より、需要家が急びツチに上昇し、昨年の夏は計

画を突破するようになったため、新規申込を抑えて福生病院の深井戸から臨時送水してやつとこの急場を切抜け町民各位に一方ならぬ迷惑をかけたしまった。

一方既設区域の配水管に遠い場所の補正や井戸水の汚染のひどい本町七・八町内を中心原ヶ谷戸の一部を加えた地域を対象として第一期拡張計画を起し、二十九年十月に上水道として認可され、いよいよ本格的な水道へ切りかへられたわけだが、起債が伴はなかつたため工事は進まなかつた。この計画事業費は、三

四・五〇〇万円で三十年代から三ヶ年継続事業で本年度が完成年度に当つてゐる。昨年原ヶ谷戸に深井戸一本掘つたのもこの計画の一部である。

今は、起債額の決定もみたので短期間に多くの工事をすることになり、活発な活動を続けてゐる。これが完了すれば、当町の水道も規模は小さいが本水道の仲間入が出来た訳である。

◆現在の給水状態
給水戸数 一・五〇〇戸
給水人口 一七・〇〇人
配水管延長 一・二〇七千米
(三里)

農業委員正副会長決る

公選12人・推薦5人

農業委員会委員の選挙は七月十六日無投票により十二名の委員が決つたが、その後農協同組合及び農業共済組合よりの理事各一名、議会の推薦する学識経験者三名の選任も終り、七月二十二日第一回の委員会を開催し正副会長の選挙を行った。

氏名	選任区分
会長 森田 幸蔵	農協理事
副会長 長村 幸蔵	農協理事
都農 森田 幸蔵	議会議長推薦
村野 盛一	選
田中 達次	選
細谷 俊一	選
田村 信	選
森田多三郎	選
高橋 佐仲	選
町田 富二	選
吉岡喜代造	選
乙津 光造	選
関谷 群平	選
飯野富十郎	選
野島 茂雄	選
清水 与市	議会議長推薦
平井初五郎	選

農地の転用について

農地の転用については、農地法により申請して許可がなければ転用できません。細部については最奇りの委員及び役場産業課内の農業委員会でたずねて下さい。

小作地の契約も必ず農業委員

お忘れなく 基本選挙人名簿登録

今年の十二月二十日から、来年十二月十九日までに行われる各種の選挙に使用する基本選挙人名簿は、九月十五日現在で調整されるが、調査員が予め各世帯に調査用紙をお渡しいたしますので、左記の事項を留意して記入して下さい。この名簿に登録されない選挙ができません。

一、この基本選挙人名簿に登録される資格のある人は、日本国民で、

1 昭和十二年十二月二十一日以前に生れた人。

2 今年の六月十六日以前から引続いて福生町に住んでいる人。

二、旅行中や出稼等で不在の場合は留守宅の者が、その人の分を記入しておいて下さい。

三、調査員が九月十五日頃までに伺わないときは、役場内の選挙管理委員会に連絡して下さい。

今月の納税
町民税第2期分
9月30日まで

加美道路新設工事はじまる

この路線は、都道十三号線から旧青梅街道を一直線にむすぶ延長三五メートル、巾員六メートルの道路で、これに側溝が附随するもので、完成の晩は住民の利便はもとより、将来の発展が期待されます。なほ今年度内に施行される主な土木事業として、次のようなものが予定されています。

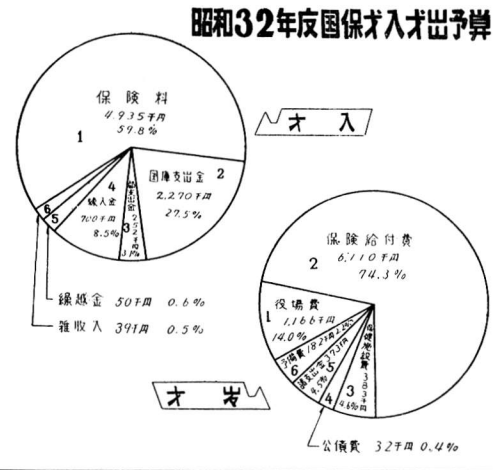
- 一、鍋ヶ谷戸一武蔵野間道路新設工事。
- 二、長沢第二町内道路新設工事。
- 三、公園(グラウンドを含む)整備工事(以上は対事業として施工する)。
- 四、都市計画街路橋架設工事。
- 五、新堀橋改修工事。
- 六、熊野橋改修工事。
- 七、補助道五号線(第一小東側)道路改修工事。
- 八、町営住宅新設工事(十五戸)。

★自衛官募集★

●受験資格
年令満十八才以上満二十五才未満。

●待遇
1 食事、被服無料、月額六千円支給
2 退職金 二年 三万円 三年 五万円
3 努力次第で幹部昇任
勤務時間外は外出、通学も自由。

●締切 九月二十日まで



国民健康保険 係よりお願い

当町の国保は創設後七年を経て今日に至り、加入世帯が三〇〇戸を数えておりますがこれは全世帯の三割に過ぎず、社会保険加入者を減じても尚未加入者は相当あるものと思はれますので、近々国民皆保険が実施されようとしている矢先です。然し一部負担金が納められずから一戸残らず加入して下さるようお願い致します。又昭和三十一年度の保険料は婦人会の理解ある御協力を得まして、賦課額の九八・七三%徴収出来、深く感謝申し上げます。然し一部負担金で窓口徴収以前のものが納入不円滑のため町から医師への支払いに苦勞しています。病気で苦しったときのことを考へ、国保を大きく育てて行くために一日も早くお納め下さるようお願い致します。



カとハエの退治は 皆さんの協力です!

秋が近くと又うるさい。イ
エバエ(家の中を飛び廻る
普通のハエ)が多くなりま
す。イエバエのうじは、お勝
手から出るごみ、堆肥等か
ら発生しますので、その様な
場所は特に清潔にし、ごみ箱
の蓋は完全に、時々D.D.T
等を散布して下さい。便所の
うじを完全に駆除してもイ
エバエは協力しません。

衛生協力会で徹底的な駆除
を行います。まだ未開始の
地区は、今からでも遅くはあ
りません、是非協力会を組織
し、皆さんの力でカとハエを
駆除いたしましょう。

辛い今年は各町会とも熱心
に駆除作業は行はれ、お蔭で
伝染病も非常に少なくなつてお
ります。

伝染病 (一〜八月末)
発生状況
三〇年 四六名(八一名)
三一年 三六名(五七名)
三二年 二〇名

(内)は年間発生数

恐い日本脳炎、赤痢を防
ぐには、先づカとハエを退治
致しましょう。



★投稿歓迎★

七夕祭写真入賞
推薦 山川徳治 飯能市
特 薦 田中数馬 八王子市
準特薦 清水利郎
〃 関 功 国立町
〃 前田正一 八王子市
入 選 木村広志 外十一名
佳 作 三十名

次号より「町民の声」の欄
をもうけます。
町に対する希望や御意見、
かかれた美談、佳話等をお寄
せ下さい。但単なる批傍や非
建設的なものは掲載いたしか
ねます。撰択は広報編集員に
御一任下さい。

◆投稿は四百字詰原稿一枚程
度、紙上でのとく名は自由で
すが、原稿には必ず住所、氏
名は記入して下さい。

☆最も手近な...

福生町公益質屋

- ▶お金の工面は他人にたよらず
◆自力で手軽な……公益質屋を
★御利用なさるのが御便利です。
- 貸付 親切、丁寧、迅速、秘密厳守
最初の取引には米穀通帳と認印
をお持ち下さい。
- 質物 衣類、装身具、家具等
- 利率 1ヶ月3分(1,000円で30円です)
2ヶ月に跨つても16日未満は半月
1分5厘です。
- 満期 満4ヶ月、入賃した日から満4ヶ
月のその日まで、処分の結果割
余金があればお返します。
- 取扱時間 午前8時半から……午後5時まで
但し日曜と祝祭日は休み。

たばこの税金

いまだご存知のない方もお
られるようですが、たばこに
は町たばこ消費税という小充
定価に對し、百分の九の税金
がかかれ、その税金が町の
税収入となつております。

福生町の昭和三十三年度予
算にはこの税収入として五百
七十六万円が計上されてお
り、固定資産税、町民税に次
ぐ大きな税収を占めておりま
す。

今仮りに「いいい」一個を
町のたばこ屋から買うか、出
先で買うかによつて四円五十
錢という税金が町の取入にな
りません。町のためお勤めに
なりました。町のためお勤めに
は商用におでかけのときは
是非共町のたばこやから煙草
は用意しておでかけ下さい。

家屋調査

来年度は家屋並に土地の税
金を定めるもと(評価額)を
今までの価額に關係なく新に
各々の家屋、並に土地の現状
を調査して評価額を決定する
基準年度であります。

つきましては家屋を左記に
より一棟毎に調査いたします
から何分の協力方をお願いい
いたします。

- 一、調査対象 福生町内の全家屋
- 一、調査期間 九月月上旬より十一月下旬
まで
- 一、調査方法 一棟毎の建物の測量及内

外の材料及建具等の調査
【註】調査の際家屋の所有者
の住所、氏名及び建築年
月日がわかりますようお願い
いたします。

失業対策事業

失業対策事業の目的は、
できるだけ多くの失業者に就業
の機会をあたえることによつ
て、その生活の安定を図ると
もに、国家経済の興隆に寄
与するものであります。

現在当町では毎日就いている失
業者は毎旦凡そ、五十名
から六十名程度で、それぞれ
数班に分れて道路の修理や公
園の整備事業に従事していま
す。大体これ等の失業者は、
失業者の数の関係で一月平
均約二十日程度しか働くこと
ができません。一日当りの労
働賃金は、各級に依つて違ひ
ますが、A級で三百八十八円
B級で三百六十三円、C級で
三百三十八円、D級で三百八
円であります。そのうち八
円、失業保険と健康保険の掛
金として十八円差引かれま
す、この賃金は国家で三分の
二、都で三分の一を夫々負担
して支払われております。

失対事業については、とか
くの御批判もありますが、長
い歳月には、相当の事業が行
なれており、この数年來新
設、改修された道路のほとん
どが失対事業で施行されてい
るような現状であります。

写真募集

福生町広報を温かく親しみ
やすいものとするため、第一
面を写真で飾りたいと思ひま
す。夫々季節に応じ町の姿を
表現するようなものを奮つて
御応募下さい。大きさはキャ
ピネ板、撰択は広報編集員に
御一任下さい。締切は毎月二
十五日まで、宛先は役場内広
報係宛、採用したものについ
ては薄謝を呈します。

(応募者は福生町に住んでい
る人に限ります)



あともがき

▼町のうごきをお知らせする
ため福生町広報を発行するこ
とになりました。

▼不順のため誤字、脱字等
の誤りが多いと思ひます。お
気付の点は遠慮なく御指摘下
さい。

▼皆様の広報紙として御利用
頂くよう町全体に知らせるよ
うなことがありましたら連絡
して下さい。紙面の許す限り
掲載いたします。

▼よりよき広報紙となるため
に皆様方の御協力をお願いし
ます。